衆議院政治改革に関する特別委員会ニュース

【第 217 回国会】令和７年３月 26 日（水）、第 11 回の委員会が開かれました。

１　政治資金規正法の一部を改正する法律案（小泉進次郎君外５名提出、衆法第４号）
　政治資金規正法の一部を改正する法律案（小泉進次郎君外５名提出、衆法第５号）
　政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（大串博志君外 10 名提出、衆法第 21 号）
・各案について、提出者小泉進次郎君（自民）、長谷川淳二君（自民）、井坂信彦君（立憲）、大串博志君（立憲）、奥野総一郎君（立憲）、本庄知史君（立憲）、吉田はるみ君（立憲）、青柳仁士君（維新）、池下卓君（維新）及び緒方林太郎君（有志）並びに政府参考人に対し質疑を行いました。
（質疑者）塩崎彰久君（自民）、長谷川淳二君（自民）、黒岩宇洋君（立憲）、斎藤アレックス君（維新）、長友慎治君（国民）、中川康洋君（公明）、高井崇志君（れ新）、塩川鉄也君（共産）、福島伸享君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

塩崎彰久君（自民）

（１）　吉川貴盛元農林水産大臣に係る収賄事件において賄賂と認定された 500 万円が収支報告書に記載されていたか否かについての衆法第 21 号提出者（立憲）の認識
（２）　吉川貴盛元農林水産大臣に係る収賄事件及び秋本真利元衆議院議員に係る風力発電事業に関する事案において問題視されているのは、企業からの献金自体ではなく、収支報告書に記載のないいわゆる闇献金が政治をゆがめているのではないかという点であると考えることについての衆法第 21 号提出者（立憲）の認識
（３）　企業・団体献金が全て政治をゆがめるものであるという認識か否かについての衆法第 21 号提出者（立憲及び維新）への確認
（４）　大企業の競争力強化を訴える政党と中小企業支援を訴える政党がある場合、企業が政党のスタンスの違いに基づき献金先を決定することは、政治をゆがめるような見返りを求める行為と考えるか否かについての衆法第 21 号提出者（維新）の見解
（５）　労働者の権利保護を訴える政党と企業の収益拡大を訴える政党がある場合、労働組合又は労働組合と密接な関係性を持つ政治団体が前者に献金を行うことは、政治をゆがめる行為であると考えるか否かについての衆法第 21 号提出者（立憲）の見解

長谷川淳二君（自民）

（１）　平成６年の総・総合意において企業・団体献金を全面禁止する合意が成立していたか否かを立憲民主党が当時の責任者であった小沢一郎元新生党代表幹事に確認をしない理由
（２）　衆法第５号
　ア　日本の労働組合の組合数及び組合員数、うち連合傘下の組合数及び組合員数、組合員一人当たりの組合費の額並びに組合費等のチェック・オフが行われている組合の割合
　イ　全国の労働局等に設置されている総合労働相談コーナーに労働者から寄せられるチェック・オフに関する苦情の内容
　ウ　労働組合の政治活動のための組合費及び労働組合系の政治団体の会費のそれぞれに係るチェック・オフはあくまでも任意であることを周知徹底すべきであるという指摘に対する衆法第 21 号提出者（立憲）の見解

黒岩宇洋君（立憲）

（１）　政治資金規正法第 21 条の２第１項

ア　本項で禁止されている寄附は誰の政治活動に関するものを指すかの確認

イ　本項に違反した場合の犯罪の既遂の時点

ウ　本項に違反する寄附を受領した後、寄附を返還することにより違法性が阻却されるか否かの確認

エ　寄附者が受領者に対し政治活動に使わないことを指示・要請した上で寄附をした場合、本項に違反する寄附に該当するか否かの確認

オ　エの場合、本項に違反する寄附には該当しない可能性が高いという理解でよいかの確認

カ　参議院予算委員会（令和７年３月 14 日）において石破内閣総理大臣が答弁で言及したもらった商品券を航空券に換えたことは、航空券は政治活動に使ったものと推察されるとの指摘に対する法律案提出者（自民）の見解

（２）　衆法第４号

ア　令和５年中に自由民主党本部及び同党の政治資金団体である一般財団法人国民政治協会に対して寄附をした企業・団体数並びにそのうち 1,000 万円以上の寄附をした企業・団体の割合についての法律案提出者への確認

イ　アのうち 1,000 万円以上の寄附をした企業・団体の割合を回答できないとする根拠となる制度

ウ　アについて両団体が備え付けている会計帳簿で確認しなかったことの確認

エ　令和５年中に自由民主党本部及び一般財団法人国民政治協会に対して５万円超の寄附をした企業・団体数

オ　企業・団体献金を行った企業・団体全体に占める本法律案で公表対象となる企業・団体の割合は極めて小さいことから、本法律案を公開強化法案というのは詭弁であるとの指摘に対する法律案提出者小泉進次郎君の見解

カ　企業・団体献金と個人献金が同じものであると考えるか否かについての法律案提出者への確認

（３）　企業・団体献金を受領可能な団体を政党本部及び都道府県単位の支部に限定しても、企業・団体献金を集めた者に係る政治団体への還流は可能であると考えるが、当該行為の禁止は可能か否かについての衆法第 21 号提出者（立憲）の見解

斎藤アレックス君（維新）

衆法第４号及び第５号

ア　企業・団体献金の全面禁止は憲法違反の懸念があるとの立場か否かについての法律案提出者への確認

イ　企業・団体が有する政治活動の自由と個人が有する政治活動の自由には差があるとの考えについての法律案提出者の見解

ウ　企業・団体が国民に含まれるか否か及び企業・団体は個人と同様の政治活動の自由を有すると考えるか否かについての法律案提出者の見解

エ　企業・団体献金の禁止は憲法違反の疑いが生じると考えるか否かについての法律案提出者の見解

オ　政治献金の目的及び政治献金と賄賂の違いについての法律案提出者の見解

カ　献金により政策に影響を及ぼそうとする考え自体は悪いものではないとの考えに対する法律案提出者の見解

キ　企業・団体は必ずしも浄財的な目的ではなく、自らの望む政策実現を目的として献金を行っているとの考えに対する法律案提出者の見解

ク　企業・団体献金と個人献金は切り分けて考える必要があるとの考えに対する法律案提出者の見解

ケ　自由民主党は企業・団体献金と個人献金の規制に大きな差を設けるべきではないという立場か否かについての確認

長友慎治君（国民）

（１）　企業・団体献金に関する世論調査の結果に対する法律案提出者（自民、立憲、維新及び有志）の受け止め

（２）　与野党で成案を得るのではなく、衆法第 21 号を野党のみで衆議院で可決することの意義についての衆法第 21 号提出者（立憲、維新及び有志）の見解

（３）　３月 31 日までに与野党で企業・団体献金に関し結論を得るための道筋についての法律案提出者（自民及び立憲）の見解

中川康洋君（公明）

（１）　立憲民主党の政党支部

ア　政党支部数

イ　アのうち国会議員関係政治団体数

ウ　イのうち令和４年及び令和５年の２年間で企業・団体献金を受領した団体数

エ　ウに関し企業・団体献金を受領した団体数は調査できなかった理由

オ　ウに関し企業・団体献金の総額は集計できた理由

カ　３月 28 日の委員会でウについて報告を受けられるか否かの確認

キ　立憲民主党所属国会議員の関係する政党支部は、既に企業・団体献金を受領しておらず、その上で企業・団体献金を禁止する法案を提出しているという理解でよいかについての衆法第 21 号提出者（立憲）への確認

（２）　衆法第 21 号

ア　雇用関係の不当利用等による寄附の制限に関し、実効性の担保が可能かについての法律案提出者の見解

イ　政治活動に関する個人献金の税額控除について、現行法上のＮＰＯ法人や公益法人等に対する寄附の税額控除率より高い控除率を設定することは政治団体のみを優遇しているという批判がありうるとの考えに対する法律案提出者の見解

（３）　衆法第４号に関し、令和７年法律第２号に基づく収支報告書のデータベースによる公表後について、更なる法改正により公表対象を広げる考えの有無についての法律案提出者の見解

高井崇志君（れ新）

（１）　企業・団体献金についての合意をまとめるため、本委員会理事会での申合せの「年度末までに」という期限にこだわる必要はないと考えることについての法律案提出者（自民）の見解

（２）　内閣法制局

ア　内閣法制局が憲法解釈等について国会で答弁することは内閣法制局設置法のどの規定に基づくものかについての内閣法制局の見解

イ　企業・団体献金の禁止が憲法違反か否かを答弁しないのはこれまで検討してこなかったことによるものか否かについての内閣法制局の見解

ウ　イについて議員立法であるという理由で答弁しないことは、内閣法制局設置法に基づくものではなく都合が悪いためではないかとの考えに対する内閣法制局の見解

エ　国会における充実した審議のため、内閣法制局は内閣府設置法を改正してでも議員立法について答弁すべきであるとの考えについての法律案提出者（自民、立憲、維新及び有志）の見解

塩川鉄也君（共産）

（１）　八幡製鉄事件最高裁判決が企業・団体献金を禁止する立法を否定していないと考えることに対する法律案提出者（自民）の見解

（２）　過去の政治資金規正法改正による企業・団体献金に関する制限

ア　1975 年改正で下記の寄附が禁止された理由

ａ　国や地方公共団体から一定の補助金等を受けている会社その他の法人の寄附

ｂ　赤字会社の寄附

ｃ　外国人・外国法人等の寄附

イ　1975 年改正で企業・団体献金に上限を設ける量的制限が規定された理由

ウ　1994 年改正で政党、政治資金団体及び資金管理団体以外への企業・団体献金を禁止した理由

エ　1999 年改正で資金管理団体への企業・団体献金を禁止した理由

（３）　立法府における企業・団体献金の制限や禁止に関する議論の積み重ねに対する法律案提出者（自民、立憲及び維新）の所見

福島伸享君（有志）

（１）　衆法第 21 号

ア　企業・団体献金を禁止しても、個人献金という形に変わり、かえって透明性が低下するという批判に対し、本法律案がどう応えているのかについての法律案提出者（維新）の見解

イ　雇用関係等を不当に利用した寄附の強要に対しては、政治資金監視委員会への申立てに基づく調査、勧告、措置命令及びこれに従わない場合の罰則をかけるのが有効との考えについての法律案提出者（立憲及び維新）の見解

（２）　出し手規制より受け手規制が必要という考え及び政党のガバナンスを詳細に規定する政党法の制定の現実性に対する法律案提出者（立憲）の見解

（３）　国民民主党及び公明党から法案が提出された場合、企業・団体献金禁止を段階的に進める方法論に対する法律案提出者（立憲、維新及び有志）の見解

（４）　年度末までに成案を得る状況にない中、何らかの決断をする意思の有無についての法律案提出者（立憲及び維新）への確認

（５）　立憲民主党は衆法第 21 号が参議院で否決されれば内閣不信任案を提出するほどの覚悟を持って臨むべきと考えることについての法律案提出者（立憲）の見解